

県都大分市交通円滑化検討会設置要綱

(名称)

第1条 本会は「県都大分市交通円滑化検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、県都大分市の交通円滑化の検討を行うにあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取することを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

5 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者に対し、出席を求め意見若しくは説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課街路・区画整理班及び大分市都市計画部都市計画課計画調整担当班で行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月 3日から施行する。